

遺留分制度の見直し

第 1 遺留分減殺請求権の法的性質についての見直し

【甲案】

- ① 遺留分を侵害された者は、受遺者又は受贈者に対し、相当の期間を定めて、遺留分侵害額に相当する金銭の支払を求めることができる（注）。
（注）受遺者又は受贈者に対する請求の順序及び割合については、とりあえず現行法と同様の規律（民法第 1033 条から第 1035 条まで）によることを想定しているが、後記第 2 の方策との組合せによっては現行法の規律とは異なり得る。
- ② 受遺者又は受贈者は、①の請求を受けた場合には、その請求者に対し、①の金銭債務の全部又は一部の支払に代えて、遺贈又は贈与の目的財産の一部を返還する旨の抗弁を主張することができる。ただし、⑤の請求がされた場合はこの限りでない。
- ③ ①で定めた期間内に①の金銭債務の全部又は一部について履行がなかったときは、遺留分を侵害された者も、その支払に代えて、遺贈又は贈与の目的財産の一部を返還するよう請求することができる。
- ④ ②及び③によって受遺者又は受贈者が返還すべき遺贈又は贈与の目的財産について当事者間に協議が調わないときは、裁判所がこれを定める。
- ⑤ ①で定めた期間内に履行がなかったときは、遺留分を侵害された者は、民法第 1033 条から第 1035 条までの規定に従い、遺贈及び贈与の減殺を請求することができる。ただし、②又は③の請求がされたときはこの限りでない。
- ⑥ ②から④までの規律に従って遺贈又は贈与の目的財産が返還されたときは、①の金銭債務は、当事者間の協議で定められた額又は裁判所が定めた額の限度で消滅する。
- ⑦ ⑤による減殺請求がされたときは、①の金銭債務は消滅する。

【乙案】

遺留分を侵害された者は、受遺者又は受贈者に対し、遺留分を保全するのに必要な限度で財産の分与を請求することができるが、その具体的な権利は、当事者間の協議又は審判等において分与の方法を具体的に定めることによって初めて形成されるものとする。

【丙案】

- ① 相続人でない受遺者又は受贈者に対して減殺請求をする場合には、甲案による。
- ② 相続人である受遺者又は受贈者に対して減殺請求をする場合には、乙案に

よる。

(補足説明)

1 甲案について

(1) 部会資料4からの変更点

甲案は、遺留分減殺請求権の効果について、遺留分権利者の意思表示によって当然に物権的な効力が生ずるとされている点を改め、遺留分権利者が取得する権利を原則として金銭債権とするものである。その基本的な考え方は、部会資料4の第2・1の甲案の考え方と同様である。

もともと、第4回部会においては、㊦遺留分権利者が取得する権利を金銭債権化することは遺留分権利者の地位を弱めることにつながるため、それに対する手当てが必要である、㊧例外的に現物返還を認める場合には、その要件及び効果を明確にする必要があり、また、多数の財産について共有関係が発生するなど法律関係の複雑化を招くことがないように配慮すべきである、といった指摘がされた。そこで、これらの指摘を踏まえ、次のような修正を加えた。

まず、㊦の指摘を踏まえ、遺留分権利者は、相当の期間を定めて遺留分侵害額に相当する金銭の支払を求めることができるが(㊧)、その期間内に履行がない場合には、金銭の支払に代えて現物返還を求めることができるものとしている(㊨)。これにより、例えば、受遺者又は受贈者について破産手続開始決定がされた場合でも、現物返還を求めていれば取戻権を行使することができることになる。

次に、㊧の指摘を踏まえ、遺留分権利者又は受遺者若しくは受贈者は、そのいずれの側からも、遺留分権利者に対して返還すべき財産を、一部金銭、一部現物とするよう求めることができることとし、当事者間でその内容について協議が調わない場合には裁判所がこれを定めることとしている(㊩～㊫)。これにより、遺留分権利者と受遺者又は受贈者との間で代物弁済(民法第482条)の合意が成立しない場合であっても、裁判所の裁量的な判断によって適切に現物返還の対象が定められることになる。

(2) 先取特権について

第4回部会では、遺留分権利者の地位が弱められないような手当てとして、遺留分権利者に遺贈又は贈与の目的財産について特別の先取特権を取得させることが考えられるとの指摘がされた。

このような規律を設ける場合には、例えば、遺贈又は贈与の目的財産が不動産である場合には、遺留分権利者の受遺者又は受贈者に対する登記請求権に関する規律を置く必要があるが、そのような規律を設けたとしても、どの程度実効的なものとして機能するか疑問がある(不動産保存の先取特権や不動産工事の先取特権においても、その効力を保存するためには登記が必要とされているが、ほとんど利用されていないといわれている)。そこで、甲案

では、遺留分権利者に特別の先取特権を取得させるのではなく、一定の期間内に金銭債務の支払がされない場合には、現行法と同様に現物返還を求めることができることとしたものである。

(3) 現物返還の対象について

現物返還の対象については、民法第1033条から第1035条までの規定に従って減殺される遺贈及び贈与の目的財産とすることも考えられるが、そうすると、複数の財産についての共有等の複雑な法律関係が生ずるといった事態を避けることができない。このような事態を避けるためには、遺留分権利者と受遺者又は受贈者のいずれか一方に現物返還の対象についての選択権を認めることが考えられるところ、部会資料4では受遺者又は受贈者にのみ限定的な選択権を認める方策を掲げていたが、第4回部会では、受遺者又は受贈者にのみ選択権を与えることについて消極的な意見が多かった。また、第4回部会では、複数の財産についての共有等の複雑な法律関係ができるだけ生じないように配慮すべきであるが、受遺者又は受贈者が合理的な選択をするとは限らないといった指摘もされた。

そこで、甲案では、これらの指摘を踏まえ、遺留分権利者と受遺者又は受贈者のいずれか一方に選択権を与えることとはせず、最終的には裁判所が後見的な見地から裁量権を行使することにより現物返還の範囲を定めることができることとしている。具体的には、まず、受遺者又は受贈者は、①の金銭請求について、その請求者に対し、その支払に代えて遺贈又は贈与の目的財産の一部を返還する旨の抗弁を主張することができ、①で定められた期間内に金銭債務の履行がない場合には、遺留分権利者も同様の請求をすることができることとし(注1)、遺留分権利者に返還すべき財産について当事者間に協議が調わないときは、裁判所がこれを定めることとしている。これにより、裁判所は、民法第1033条から第1035条までの規定に従って減殺される遺贈及び贈与の目的財産からだけでなく、遺留分算定の基礎となる遺贈又は贈与の目的財産の中から、現物返還の対象財産を選択することができることとなり、複数の財産についての共有等の複雑な法律関係が生ずるといった事態を避けることができる。

(注) 共有物分割訴訟と同様に、地方裁判所が管轄する形成の訴えとなることを想定している。この考え方を採用する場合には、この訴えにおいて、前提となる金銭債権の額を確定させるなどの工夫をすることが必要になるものと考えられる。

(4) その他

第4回部会においては、遺留分に関する事件については調停前置主義を採用すべきであるとの指摘がされた。この点については、現行法上も遺留分に関する事件については調停前置主義が妥当するところではあるが(家事事件手続法第257条、第244条)、調停前置主義に違反して判決がされても、その効力に影響はないと解されていることから、更に強制力を持たせるような形で規律することも考えられなくはない。しかし、遺留分に関する事件に

ついでのみ、より強力な形での調停前置主義を採用することについては、合理的な説明をすることは困難であると考えられる。また、遺留分に関する事件については、複雑な法律上の争点が複数存在することも想定されることから、家事調停の手続を経ることによってかえって紛争の解決が長期化する事案もあり得なくはないように思われる。

2 乙案について

乙案については、部会資料4から変更した点はない。

乙案については、第4回部会において、民事保全手続を利用することができなくなる、既判力が生じない、主位的に遺言無効確認、予備的に遺留分減殺請求といった訴えを提起することができなくなるなどの問題点が指摘されたところである。

仮にこれらの問題点を解消しようとするれば、乙案を採用する場合にも、その手続は訴訟手続によるものとするほかはないと考えられるが、乙案は、遺留分権利者に返還する財産の内容を裁判所の裁量的判断によって決めるとすることに特徴があり、その意味では非訟的な要素が強いため、訴訟手続による解決が適切といえるか疑問もある。最終的には、乙案を採用することによるメリットと上記の問題点等を勘案して判断するしかないものと考えられる。

なお、乙案においても、甲案と同様に、より強力な形での調停前置主義を採用することは困難であると考えられるが、家事審判事件となることから、より積極的に付調停（家事事件手続法第274条）が活用されることを期待することができる。

3 丙案について

第4回部会においては、乙案について前記のような問題点が指摘されたが、他方で、相続人間における遺留分減殺請求の場合に限ればメリットがあるといった指摘や、相手が相続人であるかそれ以外の第三者であるかに応じて手続を変えることも考えられるのではないかと指摘された。

丙案は、これらの指摘を踏まえ、相続人でない受遺者又は受贈者に対する減殺の請求については甲案により、相続人である受遺者又は受贈者に対する減殺の請求については乙案によるものとするものである。

第2 遺留分の算定方法等の見直し

1 A案（相続人に対する請求と第三者に対する請求とを分ける考え方）

【I 第三者に対する請求】

① 遺留分権利者は、相続人以外の第三者に対しては、以下の計算式によって算出された額（㊦の額）を遺留分侵害額として主張することができる。

（計算式）

㊦ 遺留分算定の基礎となる財産の額

＝（被相続人が相続開始時に有していた財産の価額）

＋（相続開始前1年間にされた贈与の目的財産の価額）

－（相続債務の額）

① 個別的遺留分額

＝ ㉞の額 × （個別的遺留分の割合）

㉟ 遺留分侵害額

＝ ①の額

－（遺留分権利者が被相続人から遺贈又は贈与を受けた財産の額）

－（民法第903条の規定によって算定した相続分の額）（注1）

－（Ⅱ③の遺留分侵害額）（注2）

＋（遺留分権利者が負担する相続債務の額）

（注1）いわゆる具体的相続分とほぼ同義であるが、ここでは寄与分による修正は考慮しない（持戻し免除の意思表示は考慮する。）。なお、相続人間でこれとは異なる内容の遺産分割協議又は調停等が成立した場合であっても、遺留分侵害額の算定には影響しない。

（注2）実際に、相続人に対して請求したか否か、請求した場合にその額がいくらであったのかについては問わない。

② 相続人以外の第三者は、遺留分権利者に対し、民法第1033条から第1035条までと同様の規律に従い、①の遺留分侵害額について責任を負う。

【Ⅱ 相続人に対する請求】

③ 遺留分権利者は、他の相続人に対しては、以下の計算式によって算出された額（㉟の額）を遺留分侵害額として主張することができる。

（計算式）

㉞ 遺留分算定の基礎となる財産の額

＝（遺産分割におけるみなし相続財産の額）

－（相続債務の額）

＝（被相続人が相続開始時に有していた財産の価額）（注3）

＋（特別受益の価額）

－（相続債務の額）

① 個別的遺留分額

＝ ㉞の額 × （個別的遺留分の割合）

㉟ 遺留分侵害額

＝ ①の額

－（遺留分権利者が被相続人から遺贈又は贈与を受けた財産の額）

－（民法第903条の規定によって算定した相続分の額）

＋（遺留分権利者が負担する相続債務の額）

（注3）第三者に対する遺贈の目的財産の価額を除く。

④ 他の相続人は、遺留分権利者に対し、以下の計算式によって算出された額（法定相続分超過額）の割合に応じて、③の遺留分侵害額について責任を負う。

○ 法定相続分超過額

＝（当該相続人が受けた遺贈又は贈与の額）×（１－当該相続人の法定相続分）

2 B案(遺留分減殺請求によって遺贈等の目的財産が遺産に復帰するものとし、相続人間の取得額の調整は遺産分割手続によって行うこととする考え方)

【I 遺留分減殺請求の効果等の見直し】

① 遺留分権利者の（総体的）遺留分侵害額は、以下の計算式によって算出された額（㊦の額）とする。

（計算式）

㊦ 遺留分算定の基礎となる財産の額

＝（被相続人が相続開始時に有していた財産の価額）
＋（相続開始前１年間にされた贈与の目的財産の価額）
－（相続債務）

㊩ （総体的）遺留分額

＝ ㊦の額×（総体的遺留分の割合）（注１）

㊦ （総体的）遺留分侵害額

＝ ㊩の額
＋（相続債務の額）
－（遺産分割の対象財産の額）
－（相続人が受けた遺贈又は贈与の額）×（当該相続人の法定相続分）

（注１） 現行の総体的遺留分の割合（民法第１０２８条）と同じものを想定しており、直系尊属のみが相続人である場合を除き、２分の１となる。

② 遺留分権利者が受遺者又は受贈者に対して遺留分減殺請求をした場合には、当該受遺者又は受贈者が受けた遺贈又は贈与のうち①の遺留分侵害額に相当する部分は無効となり、遺産に復帰する（注２）。

（注２）②では、現行法と同様、遺留分減殺請求によって物権の効果が生ずることを前提としているが、ここでも、遺留分権利者が取得する権利を金銭債権とし、その価値相当額を返還させることとすることも考えられる。

③ 減殺の順序及び割合については、現行法と同様の規律（民法第１０３３条から第１０３５条まで）による。

④ ②によって復帰した遺産は、遺産分割によってこれを分割する（この場合における具体的相続分の算定方法は現行法に同じ）。

【II 相続人間における具体的相続分の調整】

⑤ 遺留分権利者が被相続人から取得した財産の額（注３）が以下の計算式によって算出された額（㊧の額。以下「最低限相続分額」という。）に達しない場合には、遺留分権利者は、遺産分割（注４）において、他の相続人に対し、その差額の支払又はこれに相当する財産の返還を求めることができる。

（計算式）

㊧ 遺産分割におけるみなし相続財産の額

＝（被相続人が相続開始時に有していた財産の価額）（注5）＋（特別受益の額）

① 最低限相続分額

＝ ㊦の額 × （法定相続分） × 1 / 2 （注6）

（注3）ここでの「遺留分権利者が被相続人から取得した財産の額」は、遺留分権利者が遺産分割（①によるものを含む。）によって取得すべき財産の評価額＋当該遺留分権利者が被相続人から遺贈又は贈与を受けた財産の評価額（特別受益の額）の合計額をいう。

（注4）一部分割がされた場合には、残部についての遺産分割（最終の遺産分割）において、Ⅱ①の請求を認めることを想定している。また、この額等について当事者間に争いがあり、遺産分割協議が成立しない場合には、家庭裁判所が遺産分割の審判の中で、これを定めることを想定している。

（注5）第三者に対する遺贈の目的財産の価額を除く。また、Ⅰにより遺産に復帰した財産がある場合には、その額を加算する必要がある。

（注6）この割合は、現行の総体的遺留分と同じ割合（民法第1028条）にすることを想定しており、原則として2分の1となるが、直系尊属のみが相続人である場合には3分の1となる。

⑥ ⑤の場合には、他の相続人は、遺留分権利者に対し、以下の計算式によって算出された額（法定相続分超過額）の割合に応じて、⑤の差額について責任を負う。

○ 法定相続分超過額

＝（当該相続人が受けた遺贈又は贈与の額） × （1－当該相続人の法定相続分）

（補足説明）

1 A案とB案の概要について

A案とB案は、いずれも遺留分の算定方法を見直すことによって、遺留分に関する紛争を合理的に解決しようとするものであるが、その方向性が異なる。すなわち、A案は、受遺者又は受贈者が第三者である場合と相続人である場合とを区別しようとするものであるのに対し、B案は、総体的遺留分を侵害する財産を遺産に復帰させた上で、遺産分割の手續において相続人間の調整を図るというものである。

また、A案とB案の特徴を簡潔に掲げるとすると、まず、A案は、受遺者又は受贈者が第三者である場合と相続人である場合とで完全に分離することができるものの、遺留分の算定方法が複雑となる点が難点である。次に、B案は、遺留分の算定方法が現行法よりも簡易なものとなり、予測可能性が高まるものの、遺留分減殺請求によって遺産に復帰した財産について別途遺産分割の手續が必要となるため、遺留分に関する事件と遺産分割事件とを同一の手續において合理的に解決することができるかという点が課題となる。

A案及びB案における技術的な問題点については、様々なものが考えられるところであるが、まずは大まかな方向性を検討すべく、本資料においては詳細な点は割愛している。

2 A案について

(1) 部会資料4からの変更点

部会資料4第3の2の方策（以下「前回案」という。）は、受遺者又は受贈者が相続人である場合と第三者である場合とでは問題状況が異なるという問題意識に基づくものであったが、受遺者又は受贈者が相続人である場合と第三者である場合とで規律を完全に分けていないものであった。この点について、第4回部会では、複数の委員から、前回案では受遺者又は受贈者に相続人と第三者の双方が含まれる場合の規律が複雑となり、分かりにくい制度となるため、両者を完全に分けて規律することを検討すべきであるとの指摘がされた。

A案は、これらの指摘を踏まえ、受遺者又は受贈者が相続人である場合と第三者である場合とを完全に分けて規律することとしたものである。

部会資料4からの主な変更点は、次のとおりである。

まず、A案のⅠは、前回案のⅠとほぼ同様の算定方法を採用しているものであるが、その対象を受遺者又は受贈者が第三者である場合に限定するとともに、Ⅰの遺留分侵害額（Ⅰ①）を算定するに当たり、Ⅰの個別的遺留分額（Ⅰ①）からⅡの遺留分侵害額（注1）を控除することとしている。これにより、両制度をそれぞれ独立した制度とすることが可能となる。

次に、A案のⅡは、前回案のⅡとほぼ同様の算定方法を採用しているものであるが、現行法と同様、相続債務を考慮することとしている。これにより、前回案のⅡの問題点（注2）を克服することができ（注3）、その結果、相続人間の紛争については、A案のⅡの中で完結することが可能となる。

（注1）A案のⅡ①の遺留分侵害額は、被相続人が相続開始の時ににおいて有していた財産や贈与した財産の価額及び債務の額が確定すれば客観的に算定することが可能である。

（注2）前回案のⅡでは、「相続開始時に積極財産の額が消極財産の額を上回る状態（資産超過の状態）にある場合でも、遺留分侵害額の算定において相続債務が考慮されない結果、遺留分権利者が法定相続分の割合によってその負担する債務を弁済すると、その弁済額が遺留分額を上回る事態が生じ得ることになる」ため、そのような事態を回避するため、相続債務を考慮する前回案のⅠについては、受遺者又は受贈者が第三者である場合だけでなく、相続人である場合も適用されることとしていた。しかし、A案のⅡのように、相続債務を考慮することとすれば、上記のような事態は生じないことになるため、その結果、相続人間の遺留分と第三者との関係を分離することが可能になるものと考えられる。

（注3）前回案のⅡの問題点を克服するためには、相続人間の遺留分においても相続債務について一定の配慮をしなければならないと考えられるところ、その具体的

な方法としては、A案のⅡで記載した以外にも考えられる。別案としては、遺留分による調整後のみなし相続財産の最終的な取得額に応じて相続債務の内部負担割合が定まるという考え方を採用した場合にも、前回案のⅡの問題点を克服することができる。この考え方は、積極財産の取得割合に応じて消極財産の負担割合を定めるというものであり、相続人間の公平に資するものと考えられるが、他方で、相続人間の求償問題を頻発させることになるという難点がある。

(2) Iの制度（第三者に対する請求）について

ア 特別受益について

相続人に対する特別受益については、判例上、民法第1030条は適用されないこととされており（最高裁平成10年3月24日判決民集52巻2号433頁）、原則として何十年も前の特別受益であっても遺留分算定の基礎となる財産になると解されている。しかし、少なくとも受遺者又は受贈者が第三者である場合には、自らの知り得ない特別受益の存在によって、予想を超える遺留分減殺請求を受けるといったことにもなりかねず、そのような結論は、遺贈又は贈与の無償性を考慮してもなおその合理性には疑問が残るところである。

そこで、A案のIでは、前回案と同様、相続人に対する特別受益についても民法第1030条前段が適用されることとしている（注）。

（注）遺留分算定の基礎となる財産（Iの制度）に含まれる生前贈与を相続開始前1年間のものに限定した理由は、以下のとおりである。

現行の民法第1030条に規定する「当事者双方が遺留分権利者に損害を加えることを知って」という要件について、判例は、加害の認識で足りるとしつつ、当事者双方が相続開始時までには財産の増加がないことを予見していたことが必要であるとしているが（大判昭和11年6月17日民集15巻1246頁）、このような判例の立場を前提にすると、1年以上前の贈与が遺留分算定の基礎となる財産に含まれる事案はかなり限定されるものと考えられ、このような要件を設ける意義はさほど大きくないと考えられる。

他方、受贈者としては、民法第1030条後段の規定があることにより、贈与を受けた後1年が経過してもその目的財産の帰属が確定しないことになる。そして、遺留分減殺請求権の行使期間の始期は遺留分権利者の主観面によって左右されるため（民法第1042条）、結局のところ、受贈者は、いつの時点で贈与の目的財産を確定的に取得できるかはつきりせず、法的に不安定な地位に置かれることになる。

さらに、現行法上は、前記判例があるために、相続人に対する贈与が民法第1030条後段に該当するか否かを争う実益はないが、Iの規律についてこれと同趣旨の規律を設けると、相続人に対する贈与がこの要件に該当するか否かを争う意義が大きくなり、これによって紛争が増えるおそれがある。

A案では、これらの点を考慮して、遺留分算定の基礎となる財産（Iの制度）に含まれる生前贈与を相続開始前1年間のものに限定することとしたものであ

る。

イ 算定上の問題点について

Iの制度によった場合には、Iの遺留分侵害額の算定に当たり、IIの遺留分侵害額を控除することとなるが、この額は、その前提となる財産関係（被相続人が相続開始の時において有していた財産や贈与した財産の価額及び債務の額）が確定すれば客観的に算定することができるところ、その前提となる財産関係については、現行法上においても確定しなければならない事項である。したがって、A案を採用したからといって、現行の規律と比較して遺留分の算定が困難になるというわけではない。

(3) IIの制度（相続人に対する請求）について

ア 遺産分割との関係について

IIの遺留分については、遺留分算定の基礎となる財産を遺産分割におけるみなし相続財産と同じにしているため（ただし、遺留分において相続債務を考慮するという点は異なる。）、第1の乙案と組み合わせることにより、遺留分を遺産分割と同一の手続で処理することが可能となる。IIの制度は、みなし相続財産を基礎として遺留分を算定するものであることから、遺産分割に関する手続及び遺留分に関する手続の両者を経ることによって、みなし相続財産全体に対する各相続人の承継割合が定まることになる。したがって、IIの制度については、家事審判事項とすることがより自然であると考えられる。

もっとも、事案によっては、遺産分割と遺留分を同一の手続で処理することによってかえって紛争が複雑化することも考えられることから、両手続の併合を必要的なものとするについては慎重な検討を要するものと考えられる。

イ 寄与分との関係について

A案では、相続人間の遺留分は、寄与分に影響を受けないものとしている。これは、寄与分による貢献よりも最低限保証すべき遺留分を優先させるという価値判断に基づくものである。この考え方によると、寄与分は、現行法と同様、被相続人が相続開始の時において有した財産の価額から遺贈の価額を控除した残額を超えては認められず、遺産分割における具体的相続分を修正するという以上の意味を持たないことになる。

これに対して、寄与分による貢献を相続人間の遺留分に優先させるという考え方もあり得る。その場合には、みなし相続財産又は被相続人が相続開始の時において有した財産（遺贈された財産も含む。）の中から寄与分を認定し、そこから寄与分を控除した上で、その残額について遺留分等を検討することになる。ただし、その場合であっても、第三者に対する遺留分を検討する際には、手続上、寄与分はないものとして算定せざるを得ないものと考えられる（そのようにしないと、第三者に対する遺留分の手続を独立したものとすることができなくなる。）。

(4) 前記第1の考え方との関係

A案を採った場合には、前記第1の甲案、乙案及び丙案のいずれの考え方とも組み合わせることが可能であるが、A案は、受遺者又は受贈者が相続人である場合と、受遺者又は受贈者が第三者である場合とで規律を変えるものであるため、丙案とより親和性があると考えられる。A案と丙案を組み合わせた場合には、受遺者又は受贈者が第三者である場合には地方裁判所における民事訴訟手続でこれを取り扱い、受遺者又は受贈者が相続人である場合には家庭裁判所における家事事件手続でこれを取り扱うことが可能であるため、手続的な問題は少ない。

3 B案について

(1) 部会資料4からの変更点

現行の遺留分制度は、相続財産等の一定割合を遺留分権利者に留保する制度であるが、総体的遺留分は「被相続人が相続開始の時ににおいて有した財産の価額にその贈与した財産の価額を加えた額から債務の全額を控除して、これを算定する」とこととされている（民法第1029条第1項）。したがって、現行の遺留分制度は、相続財産等の「純資産額」（積極財産から相続債務を控除した残額）の一定割合を遺留分権利者に留保する制度ということになる。

他方、前記のとおり、判例上、受贈者が相続人である場合には、民法第1030条の規定は適用されないこととされているが、これは、このような解釈をとらないと、各相続人が被相続人から受け取った財産の額に極めて大きな格差がある場合にも、特別受益の時期如何によってはこれを是正することができなくなること等を考慮したものであると考えられる。

このように、現行の遺留分制度は、遺留分権利者に相続財産等の純資産額の一定割合に相当する財産を留保するという要請と、被相続人から受領した財産額に関する相続人間の不平等を是正するという要請を実現するためのものと考えられるが、これらの要請は、全く別の観点に基づくものであり、これを同一の制度の中で実現しようとしているために、判例による規律の補充が各所で必要となるなど、部会資料4の第1・1に記載したような問題が生じているのではないかと思われる。

そこで、B案は、前記2つの要請を別の制度において実現するという前回案を前提としつつ、その効果についても、前記2つの要請を端的に実現することを意図したものである。すなわち、Iの制度は、遺留分権利者に相続財産等の純資産額の一定割合に相当する財産を確保させるという前者の要請に対応することを目的とするものであるが、その効果については、総体的遺留分を侵害する部分を無効として、これを遺産に復帰させることに留めるものであり、遺産に復帰した財産の分配については、通常遺産分割において処理することとするものである。他方、IIの制度は、遺留分権利者が被相続人から取得した財産の額がその具体的相続分額の2分の1（注）に満たない場合に、その差額の取戻しを認めるものである。

(注) ここでの「具体的相続分額」は、民法第903条第1項に規定する「相続分」を意味し、相続人の中にいわゆる超過特別受益がある者がいる場合には、超過特別受益による調整前のものをいう。また、ここでの「2分の1」は、厳密には、現行の総体的遺留分の割合を意味するものとして用いており、直系尊属のみが相続人である場合には「3分の1」となる。

(2) Iの制度について

ア 請求権者

現行の遺留分制度では、遺留分権利者のうち、現にその遺留分（個別的遺留分）を侵害された者のみが請求権者となるが、Iの制度は、現行制度とは異なり、総体的遺留分に相当する財産を遺留分権利者全員のために確保する制度であるため、遺留分権利者（兄弟姉妹以外の相続人）であれば誰でも、保存行為として、Iの請求をすることができることとしている。

このため、現行の遺留分制度よりも請求権者の範囲が広がることになるが、Iの制度によって遺産に復帰した財産は、その後に行われる遺産分割手続では、特別受益の額が少ない相続人に分配されることになるため、実際には、この請求をする者の多くは特別受益の額が少ない相続人になると考えられる（注1）。

他方、受遺者又は受贈者にとっても、過去の特別受益の有無及びその額によって減殺される財産の範囲が大きく変わるといえることがなくなり、現行の規律よりも、減殺される範囲に関する予測可能性が高まるものと考えられる（注2）。

(注1) このように、B案は、遺留分権利者が各自保存行為として遺留分減殺請求をすることができるとするものであるが、遺留分権利者の1人が原告として訴訟を提起した場合には、他の遺留分権利者は、その訴訟に当事者として参加することはできるものの、別訴を提起することはできないこととする必要がある（類似必要的共同訴訟）。

(注2) 受遺者又は受贈者にとっては、相続開始の1年以上前の特別受益がない事案では減殺される範囲が現行の規律よりも大きくなるか、変わらないのに対し、相続開始の1年以上前の特別受益が多い事案では減殺される範囲が縮小することになる。

イ 減殺の対象となる被相続人の処分行為について

前記のとおり、B案は、被相続人の処分行為（遺贈、贈与等）のうち、総体的遺留分を侵害する部分を無効とするものであるが、その処分行為が相続人に対してされた場合には、当該相続人の法定相続分に相当する部分についてはその処分行為がなかったとしても当該相続人に帰属することになることに鑑み、その法定相続分を超過する部分のみを減殺の対象にすることを想定している。

ウ 遺産復帰の効果について

(7) 遺産に復帰した財産が受遺者又は受贈者に対する金銭債権となる場合

の処理

I②では、遺留分減殺請求権が行使された場合には、遺贈又は贈与の一部が遺産に復帰することとしているが、金銭の贈与の一部が無効となった場合のように、復帰する財産が受遺者又は受贈者に対する金銭債権となる場合には、その取扱いをどうすべきかが問題となる（第1の乙案又は丙案を採用して遺留分権利者が取得する権利を金銭債権とする場合も同様の問題が生ずる。）。この点について、何らの手当てもしないと、遺産に復帰する財産が可分債権である場合には、法定相続分に従って相続人に当然分割されることになるが、前記のとおり、Iの遺留分減殺請求は、遺留分権利者が保存行為として行うものであり、各遺留分権利者がその全額を行使することができるようにする必要がある。

(1) 遺産分割との関係

㊦ 遺留分減殺請求がされる前に遺産分割協議等が成立していた場合

遺留分減殺請求によって遺贈又は贈与の目的財産（又はその価値）の一部が遺産に復帰するという効果が生ずるものの、遡及効を認めるものではないため、遺留分減殺請求の前に遺産分割協議等が既に成立していた場合にも、その効力に影響は生じないものと考えられ、この点について特段の手当てをする必要はないと考えられる。

㊧ 遺産分割協議等が成立する前に遺留分減殺請求がされた場合

この場合には、遺留分減殺請求によって復帰した遺産と合わせて遺産分割を行うべきこととなるが、遺留分侵害の有無やその範囲等について争いがあり、その確定に相当程度の期間を要することが予想されるような場合には、遺留分減殺請求によって遺産に復帰した財産を除外して、遺産分割を行うことを可能とする方策を講ずる必要がある（注）。

（注）これは、可分債権を遺産分割の対象とする見直しをした場合に、可分債権の中に、不法行為に基づく損害賠償請求権のように、その債権の有無及び額につき当事者間で争いがある債権が含まれる場合と同様の問題であると考えられる。このような問題を解決するためには、一部分割を可能とする要件の明確化、柔軟化を図るとともに、残部の遺産分割における規律の明確化を図る必要があると考えられるが、その点については、次回の部会資料において検討する。

㊨ 他に遺産分割すべき財産がない場合の処理

他に遺産分割すべき財産がない事案では、その後の遺産分割手続において、Iの請求者が遺産に復帰した財産の全てを取得すべき場合が多く存在するものと考えられる。そのような場合に、Iの請求者が遺産分割の申立てをすることなく、その財産を確定的に取得することができるようにするため、Iの請求者が他の相続人に対して相当の期間を定めて遺産に復帰した財産についてその分配を求めるかどうかを催

告し、その期間内にその求めがなかった場合には、Ⅰの請求者が遺産に復帰した財産の全てを取得することを内容とする遺産分割協議が成立したものとみなすなどの方策を講ずることが考えられる。

(3) Ⅱの制度について

Ⅱの制度は、遺留分権利者が被相続人から取得した財産の額が当該遺留分権利者の具体的相続分額の2分の1に満たない場合に、多額の特別受益がある他の相続人に金銭債務を負担させるなどして、その差額を補填させることを意図したものである。

すなわち、現行の規律では、相続人の中に遺贈や贈与を受けた者がいる場合には、これを特別受益とすること（民法第903条）によって、相続人間の取得額における不平等を是正することとされているが、特別受益の制度では、多額の特別受益がある者が遺贈又は贈与の一部（又はその価値相当額）を現実に返還することまでは想定されておらず、その者の具体的相続分を零にするにとどまる（＝この者の特別受益がその具体的相続分を上回る場合にも、これを返還することを要しない。講学上、この場合の超過額は、「超過特別受益」と呼ばれている。）。これに対し、Ⅱの制度は、遺留分権利者の取得額が具体的相続分額の2分の1に満たない場合に、超過特別受益がある者からその一部を現実に返還させるものということができる。

このように、Ⅱの制度は、必ずしもⅠの制度の利用を前提としたものではなく、Ⅰの制度の要件を満たさない場合でも、Ⅱの要件を満たすことがあり得ることになる。

なお、寄与分については、A案と同様、最低限相続分額を算定するに当たり考慮しないこととしている。

(4) Ⅰの事件と遺産分割事件を一体的に処理する方策について

B案によった場合には、Ⅰの事件では、遺贈等の目的財産の一部が遺産に復帰するだけであり、その後その財産について別途遺産分割を行う必要があることになるため、Ⅰの事件と遺産分割事件とを一体的に処理することができるようにすべき必要性が高いと考えられる。

他方、Ⅰの事件は、基本的には、一定の要件を満たせば当然に遺産への復帰の効果が生じ、実体的な権利義務の内容について裁判所の裁量が入る余地はないと考えられるから（注1）、憲法上公開の裁判で行うことが必要となる純然たる訴訟事件に当たることになるものと考えられる。そして、その手続についても、現行の遺留分減殺請求訴訟と同様、基本的には弁論主義等が妥当する民事訴訟手続になじむものと考えられる。

そうすると、Ⅰの事件と遺産分割事件とを一体的に処理するためには、Ⅰの事件の職分管轄を家庭裁判所とした上で（注2）、遺産分割事件との併合的処理を可能とする方策を講ずる必要があることになる。この点については、弁論主義等が妥当する民事訴訟事件と職権探知主義等が妥当する家事審判事件の併合を認めた場合に、適切に事件処理を行うことができるかどうかは問

題となるが、現行法の下でも、離婚における財産分与事件（家事審判事件）と離婚に伴う慰謝料請求事件（民事訴訟事件）とは、併合的処理がされることがあり得るところ、両事件の関係は、Iの事件と遺産分割事件との関係と類似する面があると考えられる。

そうであるとすれば、具体的な制度設計については慎重な検討が必要となるものの、Iの事件と遺産分割事件とを併合して行うことも可能ではないかと考えられる。

（注1）もっとも、Iの事件についても、例えば、前記第1の乙案を採用した場合には、財産の分与の方法については、裁判所に一定の裁量の余地があり得ることになるため、純然たる訴訟事件ではなくなるものと考えられる。

（注2）このほか、Iの事件のうち、受遺者又は受贈者に第三者を含む場合については地方裁判所の管轄とし、受遺者又は受贈者が相続人だけである場合のみ家庭裁判所の管轄とすること等も考えられる。

(5) 前記第1の考え方との関係

B案では、Iの事件が遺留分に関する事件ということになるが、Iの考え方については、前記第1の甲案、乙案及び丙案のいずれとも組み合わせることが可能であると考えられる。

第3 その他

1 円滑な事業承継等の障害となり得る点を緩和する方策について

受遺者又は受贈者が遺留分権利者の承継した相続債務について弁済をし、又は免責的債務引受をするなど、その債務を消滅させる行為をした場合には、遺留分権利者の権利は、その消滅した債務額の限度で減縮する。

(補足説明)

(1) 部会資料4からの変更点

部会資料4では、円滑な事業承継等の障害となり得る点を緩和する方策として、①遺留分の放棄等に関する規定の明確化、②遺留分権利者が承継する相続債務額を加算する取扱いという2つの観点から問題提起をしていたが、今回の提案は、②の観点から、遺留分侵害額を算定するに当たって考慮すべき債務の額についての規律を設けようとするものである。

①の観点については、部会資料4では、中小企業経営承継円滑化法の除外合意に類する効力を一般的にも認めることも視野に入れつつ、遺留分権利者がその権利の全部又は一部の放棄ないしこれに類する処分をすることができる場合やその要件を整理し、これを法律上明確化することを提案した。しかし、これに対しては、第4回部会において、中小企業経営承継円滑化法の除外合意等の制度はあまり使われておらず、そのような制度が必要とされているのかについて疑問があるとの指摘がされたところである。また、遺留分権利者が特定の贈与の効力を承認することによって遺留分算定の基礎となる財

産から除外するとともに減殺の対象からも除外するということも考えられるところではあるが、第2のA案のように、相続人間の遺留分について、いわゆるみなし相続財産を基礎に遺留分を算定することとして遺産分割手続との整合性を取ろうとする場合には、かえって計算が複雑になるといった問題点もある。これらを考慮した結果、今回の提案においては、①の観点からの見直しの提案は掲げていない。

(2) 遺留分侵害額を算定するに当たって考慮する債務の額について

現行法上、遺留分侵害額の算定において遺留分権利者が承継する相続債務の額を加算する取扱いがされているのは、遺留分権利者が承継した相続債務を弁済した後にも、遺留分権利者に一定の財産が残るようにするためであるが、実際には、遺留分権利者が承継した相続債務の弁済等をせずに、受遺者又は受贈者の行為（弁済や免責的債務引受等）によって消滅するという事態も生じ得る。このような場合に、受遺者又は受贈者が別途求償権を行使するというのは迂遠であり、受遺者又は受贈者が相続債務を消滅させたことを遺留分権利者が取得する権利の内容に直接反映させるのが簡便であると考えられる。そのような観点から、今回の提案では、受遺者又は受贈者が相続債務について弁済をし、又は免責的債務引受をした場合には、遺留分権利者が取得する権利は、その消滅した額の限度で減縮するものとしている（注）。

（注）部会資料4の第4・1（2）に記載したケースのうち、「①相続債権者の同意を得て免責的債務引受をした場合」、「③遺留分権利者が承継した債務について相続債権者に第三者弁済をした場合」については、今回の提案で対応することができるが、「②重疊的債務引受をして、受遺者又は受贈者が引き受けた債務について相当の担保を供した場合」については、今回の提案では応することはできない。部会資料4の第4・1（2）に記載した②のケース（重疊的債務引受をして相当の担保を提供した場合）においても同様の規律を設ける場合には、次のような問題が生ずる。すなわち、⑦遺留分権利者が自ら債務の弁済をする（又は強制執行を受ける）可能性があり、その場合には、追加で遺留分減殺を認める必要が生じ得る、⑧受遺者又は受贈者が提供した担保が実行された場合には、特段の手当てをしなければ受遺者又は受贈者は遺留分権利者に対して求償権を得ることになるため、その行使を制限する必要がある、⑨提供した担保が十分であるかどうかを判断する必要があるが、その判断をどのように行うこととするかといった困難な問題が生ずる。そこで、今回の提案においては、部会資料4の第4・1（2）に記載した②のケース（重疊的債務引受をして相当の担保を提供した場合）については新たな規律の対象としていない。

2 遺産の属性に応じて遺留分の範囲を定める考え方について

部会資料4の第3では、遺留分算定の基礎となる財産を実質的夫婦共有財産と被相続人の固有財産とに分けた上で、その財産の属性に応じて遺留分の範囲を決めることとする方策を掲げていた。

しかし、前記方策については、実質的夫婦共有財産と被相続人の固有財産と

を截然と区別することができるか疑問であり、この点に関する紛争が増加するおそれがあるや、前記方策では、例えば、実質的夫婦共有財産と固有財産の両方を原資として取得した財産や、退職金請求権のように、婚姻前の労働の対価と婚姻中の労働の対価の両方が含まれ得る財産など、実質的夫婦共有財産と固有財産の両方の性質を含む財産をどのように扱うべきかといった困難な問題が生ずる、遺産の多くが実質的夫婦共有財産である場合には、子の遺留分が極めて低額になり、その結論の妥当性にも疑問があるといった指摘がされ、このような考え方に否定的な意見が大半を占めた。

また、前記方策は、配偶者の貢献に応じた遺産分割を実現するための方策として、部会資料3に掲げた実質的夫婦共有財産と被相続人の固有財産とを分ける考え方を採用することと密接に関連していたところ、部会資料7では、部会資料3に掲げた前記の考え方を修正し、配偶者の貢献に応じてその相続分に加算される額の法的性質を「寄与分」(配偶者寄与分)と整理したことから(部会資料7・3頁参照)、仮に部会資料7に掲げた前記方策をとったとしても、それに伴い遺留分の範囲等を見直す必要性はなくなったところである。

このため、本資料では、前記方策のような考え方(その修正案を含む。)は採らないこととしている。

3 直系尊属の遺留分について

第4回部会においては、直系尊属の遺留分は廃止すべきであるとの指摘がされた。一般に、配偶者や子が扶養を受けることと比べると、直系尊属がその子から扶養を受けることは少ないものと考えられるし、民法上の扶養義務についても、配偶者や子に対するそれと直系尊属に対するそれとでは程度に差があるとされていることからすると、遺留分において直系尊属の生活保障を考慮する必要性は高くないということもできる。また、直系尊属が遺産の形成に貢献したということも、一般的にはそう多くはないものと考えられる。

もっとも、例えば、被相続人が父母から多額の生前贈与を受けていた場合には父母にも遺留分が認められるべきとも考えられるし、父が死亡した際に母がその相続を放棄したことによって被相続人が父の遺産の全てを相続したという場合には母にも遺留分が認められるべきとも考えられる(注)。

直系尊属の遺留分については、これらを踏まえて検討する必要があると考えられるが、どのように考えるか。

(注) 例えば、直系尊属の遺留分は廃止しないこととした上で、直系尊属から受けた贈与又は相続の限度でのみ減殺を請求することができるものとするとも考えられる。

4 特殊な類型における事件処理の明確化について

現行法上、相続分の指定と持戻し免除の意思表示については、遺留分に関する規定に違反することができないとの規定はあるが(相続分の指定については民法第902条第1項ただし書、持戻し免除の意思表示については民法第903条第3項)、減殺の対象になるのか否か、仮に減殺の対象になるとして、その場合の減殺の順序や減殺された場合の効果等については、解釈に委ねられて

いる。

もともと、前記第2の方策によった場合には、そのいずれにおいても、相続分の指定や持戻し免除の意思表示に対する減殺について別途検討する必要はないこととなり、この点に関する現行法上の問題点は解消されるものと考えられる。